

論文

障害者運動と新左翼運動の一接点

——華青闘告発がもたらした影響の再検討——

山 口 和 紀*

1. 序論

1.1 背景——「1968年」あるいは華青闘告発の位置付けを巡って

「1968年」を起点として、種々のマイノリティ運動が生起したとする歴史的な観方あるいは言説がある。日本のニューレフト¹において、「60年安保」をひとつの到達点とする新左翼諸党派の“教条的”運動が、“全共闘的”な分散自律的運動へと転じる中において、「他者」による「代弁」そのものが否定され、マイノリティ自身による運動へと進んでいくとするような観方である。今日的な当事者主義の端緒として、現在に引き継がれているとされることもある。

そうした言説の中核にあるのは、桂秀美による以下のような議論であろう。

日本の六八年は、一九七〇年の「七・七華青闘告発」を直接の契機として、在日朝鮮・韓国人や在日中国人、さらには、障害者や被差別部落出身者等々、そしていうまでもなく女性といった、無として排除されてきたマイノリティーを見出していくのである。（桂 [2006: 87]）

そもそも、ここで述べられている華青闘告発とは何か。まず「華青闘」とは、華僑青年闘争委員会のことを指している。この華青闘について、盧 [2010] は次のように説明をしている。ハワイ大学に留学中、ベトナム北爆反対デモに参加した台湾政府から留学継続申請を棄却された陳玉璽が、帰国の途中で日本に寄り留学を要請したが法務省入管局によって拒否され強制送還され、その後、1968年に陳が台湾で死刑を宣告されるという事件が起きた（陳玉璽事件）。この事件に激怒した在日華僑青年は、1969年3月9日、華僑青年闘争委員会を結成する。華青闘は華僑連合や華僑総会とは違い、入管法案・外国人学校法案反対運動を「戦闘的」に展開することを決意し（盧 [2010: 65]）、日本の入管体制の差別性を問う運動を展開していく。「華青闘告発」とは、1970年7月7日に開かれた「盧溝橋事件三十三周年、日帝のアジア再侵略阻止人民集会」における華青闘による告発を指す（「7・7告発」とも呼ばれる）。

華青闘告発について、桂 [2003] は次のように整理する。1969年秋に新左翼党派のうち「革マル派を除くニューレフト八派は、実質的な党派共闘である『全国全共闘連合』を結成」する（桂 [2003: 315]）。この組織は、諸党派による「武装」闘争路線延長のための「カンパニア組織」であったが、各大学のノンセクト活動家にとっても相互交通の場として機能した（桂 [2003: 315]）。この連合が、華青闘と共催し、日比谷野外音楽堂で反戦集会を開くことになった。

しかし、準備段階で華青闘が「日本のニューレフトの入管法＝民族問題への取り組みの不十分さと認識の甘さを指摘して退席したのに対して、中核派の代表が『主体的に出ていったんだから、いいじゃないか』と放言した」（桂

キーワード：新左翼運動、華青闘告発、1968年、当事者性、アイデンティティ・ポリティクス

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2021年度入学 公共領域

[2003:316])。これに対し、準備会は諸党派に対する「民族問題＝差別意識への批判」の場となった。これにより「[...] 七月七日の日比谷野音は、朝から、津村系ノンセクト、在日中国人・朝鮮人アクティビストによる既成ニューレフト糾弾の場と化した」(桂 [2003:316])。「これ以後ニューレフト諸党派は民族問題＝差別問題への積極的な取り組みをいやがおうにも開始せざるを得なく」なった(桂 [2003:316])。

桂は今日における「当事者主義」の台頭の歴史的転換点をも、この「華青闘告発」に求める²⁾。それは新左翼的「代行主義」に対し、華青闘が行った糾弾(華青闘告発)が、新左翼諸党派の運動的退潮を決定づけただけでなく、個別のマイノリティ自身による当事者主義的運動が生起する契機ともなったとする観方である。

こうした観方に対し、山本 [2008] は次のように批判する。

桂の「1968年」論は基本的に新左翼運動史の文脈に規定されているが、「マイノリティー」が「7・7を契機」に「歴史の主体」として浮上してくるという理解は一面的であり、それぞれの運動史の画期を「7・7」に求めることには無理があると言わなければならない。華僑青年たちが新たな入管体制が整備されようとしているなかで日本における民族差別を問うたのは確かである。ただ、そう考えても、障害者差別や女性差別、さらに、部落差別の問題が一律に「7・7」を起点にしているということとはあり得ないことである。(山本 [2008:361])

また、山本は次のようにも指摘している。

改めて、日本社会におけるマイノリティ運動を、一九七〇年の7・7華青闘告発に還元させるような言説は、まさに切断の思想の典型と言え、運動的想像力を喚起するという目的からすれば、徹底して排さなければならないものと言うべきである。(山本 [2020:12])

こうした華青闘告発をめぐる対極的とも言える意見の差異は、両者の議論の文脈の違いを反映したものである。まず、山本 [2020] も「新左翼(『日本の六八年』)」が、『マイノリティを見出していく』という点で、7・7華青闘告発のインパクトはあったと言えるのかもしれない(山本 [2020:11])と譲歩的にはあるが華青闘告発が持った意義を認めてはいる。また、桂や山本の議論以外では、「1968年」の若者たちによる反乱の背景を「現代的不幸」に求める小熊 [2003:254] も、桂の議論と同様にマイノリティ差別問題への契機となったとして、この華青闘告発を「パラダイムの転換」と評価している。こうした華青闘告発への観方それそのものは、一定の了解を得ている。

桂と山本の間で異なっているのは、置かれた文脈の「重心」である。桂は一連の議論を通し、「内ゲバ」や「連合赤軍事件」を象徴として、運動の「挫折」というイメージで語られてきた日本のニューレフトへの観方を批判し、「華青闘告発」がもたらした差別問題の前面化という「転換」を経由し、ニューレフトの問題意識が実は現代社会にまで広範な影響を——例えばポリティカルコレクトネスという形で——与えているという歴史的な連続性に議論の重心を置いている。

他方で、あえて対照させるならば、山本は個別のマイノリティ運動史の連続性に重点を置いている。マイノリティ運動が「一律に」華青闘告発を起点にしているということは運動史上の事実とは異なっており(山本 [2008])、そのような観方を強調することは1968年を社会運動史全体の中で特権化してしまうことであって、マイノリティ運動の歴史を見えなくしてしまうような「切断の思想」にすぎない(山本 [2020])とする。例えば、部落解放運動が「華青闘告発」を起点として、運動的前面化をなしたとする観方は一面的な観方であり「単一的な淵源を求めることができない多様な運動史」(山本 [2020:11])を不可視化してしまうと主張する。

ニューレフト運動の連続性に議論の重心を置く桂と、個別のマイノリティ運動の連続性に重心を置こうとする山本の間には差異が生じることは自然であるが、マイノリティ運動の歴史的個別性をより精緻にすくい出そうとする立場に立つならば、たんに華青闘告発を転換点として強調する桂の観方を「切断の思想」として退けてしまうだけでなく、華青闘告発の影響の大きさを個別のマイノリティ運動において具体的に検討することが必要不可欠であると考え。それを欠けば、日本のニューレフトが障害者運動や他のマイノリティ運動に与えた影響のみならず、マイノリティ運動がそれ以前の運動といかなる連続性を持ったのかを捉えることもまた困難になってしまうからである。

1.2 研究の目的——新左翼運動と障害者運動史の接点

では、障害者運動史においてニューレフト運動との接点はどのように捉えられてきたのだろうか。障害者運動史研究において、ニューレフトとの接点を実証的に論じたものは管見の限り皆無であるものの、いくつか断片的な言及はなされてきた。その一つに、ニューレフトと障害者運動の関係を概観するものとして立岩〔2011〕がある。立岩〔2011〕は、共産党やその系列の組織・人（ α ）とそれに反対した人たち（ β ）という大きな対立を前提とした上で、親や教師の主張に近接していく α の運動に対して、 β の系譜にあるのが「青い芝の会」などの障害当事者による運動であったとする。 β はニューレフトとも換言しうるが、障害者運動は、新左翼諸党派による政治的介入に対しては警戒的であったという。こうした構図は、障害者運動史研究においてたびたび言及されるが、その内実についての具体的検討は十分に加えられてこなかった。

関連する動きを論じたものとして、障害者運動に帯同した「健全者」たちの運動（健全者運動）に焦点を当てた山下〔2008〕がある。山下〔2008:79-80〕では健全者運動に参加する契機は様々だったものの、一部のノンセクト・ラジカルの活動家が既存の学生運動への「先の見えない」状況を背景に健全者運動に参加したことを論じている。ただし、山下〔2008〕の主眼は「健全者運動」と「障害者運動」の関係の検討にあり、ニューレフトが与えた影響を直接的に論じてはいない。

その健全者運動に参加した個人の意識に関して、当時健全者運動に参加していた小林敏昭のインタビューが参考になる。参加のきっかけについては新左翼党派の「内ゲバ」について述べたうえで「[...] そういう流れにぶつかって、かなり幻滅するわけですね。ぼくは。もともと、そんな中心的に運動してたわけじゃないけど、何か希望があるんじゃないかと思って。でも、結局そういう所に行きついてしまうんですね。」（小林〔i2020〕）としている。

こうした記述より、健全者による障害者運動への参加には、山下〔2008〕が論じたようなノンセクトの参加、つまり1970年代前後あるいはそれ以降に大学へ入学した学生らによる新左翼運動への忌避感と新たな運動の模索としての参加という流れが一定の層を形作っていたことが推測される。

しかし同時に、小林〔i2020〕は新左翼諸党派に対する忌避感があったのではないかとする質問に対して、次のように語っている。

「[...] それは確かにあったかな。横塚さんなんか、そういう、あの一、自分たちはあの、一番健全者側から利用されやすい存在であるという認識を持っていたところはあるからね。だから、あの、そういう、政治的な、活動については警戒感というのがものすごくあったよね。[...] 政治的な引き回しに対しての警戒感を持っていたというのはあったと思う。活動の中心部分も、僕らももっていたのね。（小林〔i2021〕）」

「活動の中心部分」とは青い芝の会の障害者であり、僕らとは「健全者」のことであろう。これらから、新左翼党派に属していた者がその党派の方針によって障害者運動へ参加した流れも存在する——それらの一定の部分は「介入」として受け止められた（立岩〔2010〕、小林〔i2021〕）——ことが推測される。そうした新左翼党派による障害者運動への関与という点については、これまで具体的な検討はなされてこなかった。

新左翼党派が障害者運動に実際に関与した事例としては、前述の華青闘告発を直接的な契機として結成された関西「障害者」解放委員会（以後、障解委と呼ぶ）の存在が知られている。そこで本稿はのちに障害者運動全体においても主導的役割を果たした障解委の歴史的な展開を取り上げ、障解委が新左翼運動（新左翼党派）から、どのような影響を受け、その影響が障害者運動史の全体像においてどのように・何に帰結したのかを定位することを試みたい。

1.3 研究の対象と方法

本稿では、障解委の結成が行われた時期（1970年頃）から、全国障害者解放運動連絡会議（以降、全障連と呼ぶ）の結成が行われる時期（1976年）までを、主として関係者の自伝的著作や機関誌などの一次資料を軸に検討する。障解委の結成から全障連の結成までの期間を取り上げるのは、全障連の結成が障害者運動の一つの到達点だったからに他ならない。立岩〔1990〕は、この1976年8月の全障連結成について次のように述べる。

以上の様な試みは、まずは主に東京の一部の人に限られたものだった。それが全国的な広がりを持つ契機として、七六年の「全国障害者解放運動連絡会議（全障連）」の結成がある。[...] 当時全国各地にあった、交通・教育・労働等をめぐる闘争が個別の闘争としてもつ限界を超えて、運動を接続し、連携させて、強力なものにしようとする意図のもとに結成された。（立岩 [1990 : 187]）

全障連の結成において、脳性まひ者の当事者組織であり日本の障害者運動の嚆矢としてラディカルな告発糾弾型の運動を行ったことで知られる青い芝の会と障解委（とくに楠敏雄＝くすのきとしお）が重要な役割を果たしていることは広く知られる。初代の全障連全国代表幹事には、青い芝運動をけん引した横塚晃一（よこづかこういち）が就いており、事務局長には障解委から楠が就いている。この全障連は草の根的に全国に広がっていた諸障害者運動組織の全国組織化としても捉えられるが、構成組織がきちんと定められたものではなく、「リゾーム的」運動体であったことには留意が必要である。

先行研究では全障連を「マハラバ村」³の運動から、神奈川における青い芝運動が生起し、それがさらに関西を中心とする大きな運動に繋がっていき、その延長上に全障連が結成されるとする経緯で描いてきた。日英の障害者運動とそこでの「価値形成」を検討した田中 [2005] や、障害者運動史研究の嚆矢と言っている立岩 [1990] などが全障連の結成についてこうした形で述べているが、障解委側の背景は論じられていない。

そもそも、障解委を直接の対象とした研究は管見の限りは皆無である。障解委に関する資料はすでにおおむね散逸してしまったものと考えられるが、立命館大学生存学研究所の所蔵資料である障解委の機関誌『「障害者」解放通信』のみは1974年5月から1977年の末までの間に発行されていた分が連続する形で収蔵されている⁴。障解委は、理論的なテキスト・発行物として『コロニー解放』という名前の雑誌を、組織の活動報告やその他広範な情報交換の場として『「障害者」解放通信』を発行していた。なお、後述する中核派側が発行していたのは『「障害者」解放』という名称でやや異なる——本稿が対象とするのは例外（関西「障害者」解放委員会 [1980 : 8]）を除いて楠派側の『「障害者」解放通信』のみである。

ほかには、楠自身の自伝的著作として、楠 [1982] がある。華青闘告発から12年後に出版されたものであり、その記述がどの程度事実を反映したものであるかは一定の留保をせざるを得ないものの、障解委の結成やその運動の展開について楠の視点から見解が述べられており貴重である。また楠自身の口述記録もいくつかが公開されており、その中で障解委の結成背景やその後の運動の展開について語られている。

本稿はこれらの一次資料を用いる。これらは限られた範囲のものではあるが、相互に批判的に検討することで、当時の状況を大まかに明らかにすることが可能である。ただし、障解委そのものの活動について述べている二次資料が少なく、障解委メンバーへの聞き取り調査も行い得ていないため、経緯の詳細について客観性が十分に確保されたものではないことは、本稿の方法論的な限界であろう。

なお、楠敏雄に対する研究は複数あるが、これらは障解委自体を検討したものではない。まず盲人教員としての楠に注目する研究として中村 [2020] があり、楠の来歴を知る上では貴重である。楠の青年期までのライフヒストリーを検討した岸田 [2017] がある。岸田 [2017] は楠の生い立ちについて口述資料などから検討しており楠の背景を知る上で貴重だが、障解委の結成などへの記述は注等で言及されるのみである。

2. 華青闘告発のもたらした全障連の結成への影響

2-1. 楠の大学入学と運動との出会い

障解委の中心人物は、楠敏雄である。まず、本稿は楠がいかにして障害者運動と関わりをもったのかについて事実を追うことにしたい。楠は1944年、北海道生まれである（楠 [1982 : 7]）。二歳頃に、結膜炎に罹患し失明している。その後、札幌盲学校の理療科、大阪府立盲学校の理療科（専攻科）、京都府立盲学校へ進学・転入をしている。本稿の問いにおいて重要なのは、楠の大学時代である。

楠は「あんま・鍼・灸を教える先生になろう」と「東京の教育大学の付属機関（おそらく東京教育大学理療科教員養成施設＝筆者による）」を受験し「すべって」いる（楠 [1982 : 12]）。楠が大学に入学したのは1967年のこと

である（岸田 [2017: 37]）。進学先は龍谷大学であった。龍谷大学文学部英米文学科に視覚障害者として初めての入学であったと岸田 [2017: 37] は述べている。

楠は同志社大学と立命館大学を受験しており、いずれも不合格であった（岸田 [2017: 43]）。そもそも、視覚障害者の入学を拒否している大学も多く、受験上の配慮も十分でなかったなかでの受験であった。楠は「そのころ、国立や公立の大学はすべて、盲人の受験はおことわりだと、はっきり言っていました」（楠 [1982: 13]）と述べている。また、大学の入学までだけでなく進学後の苦労も大きかったと述懐している。とくに下宿の確保である。「いちばんくやしかったのは、下宿探しです。[...] 私を一目見た下宿屋の人は、『けっこうです、危い。きたない。』露骨にはいいませんが、はっきりとそれとわかる表現でことわるわけです」（楠 [1982: 14]）と述べている。こうした差別経験が、のちの楠の活動へとつながっていく。

楠は楠 [1982] において、自らが障害者運動へ向かうこととなった転機を2つ挙げている。一つは、楠がそれまで出会ったことのない重度の脳性麻痺者のTさんとの出会い（楠 [1982: 17]）である。Tさんは、楠が大学を卒業する間近に「サークルの後輩」が楠と引き合わせた人物であった。Tさんは楠に対し「あんたはほんとうに自分の生きざま、『障害者』としての生きざまをさらけ出しているのか。」（楠 [1982: 17]）と迫り、楠はこの時に受けた衝撃が原点の一つ⁵になったと述べている（楠 [1982: 18]）。

もう一つは、部落解放運動である。楠は次のように述べている。

[...] 藤村の『破戒』⁶や、大学へ入学した直後の日共系の部落研とのつきあいなどを通してある程度は知っているつもりでした。しかし、狭山闘争の集会の中で聞いた「我々は自らが部落民であることを誇りとする」というあの水平社宣言の一文は、私の心の奥にひそむ弱さをえぐり出さずにはおかなかったのです。（楠 [1982: 18]）

2-2. 華青闘告発から障解委の結成へ

こうした背景から楠は障解委の結成へと進むのであるが、障解委が結成されたのは、本稿が対象とする「華青闘告発」の影響であると楠は明示的に述べている。

1970年7月7日の華僑青年闘争委員会による告発は、日本の左翼運動と階級闘争史上画期的な意義をもつものであり、あらゆる運動体に質的転換をせまるものでした。抑圧国人民の差別性を鋭く糾弾した告発は、それまで表面的な戦闘性だけに依拠し、差別の問題になど何の関心もしめさなかった左翼運動に、文字通り根底的な変革を要求したのでした。また、この告発と相前後して、無実の部落青年石川一雄さんを取りもどす闘いが、差別糾弾闘争、階級闘争として闘われ始めました。『障害者』解放運動、とりわけ関西『障害者』解放委員会は、こうした状況のもとで結成されたのです。（楠 [1982: 26-27]）

まず、障害者運動において「華青闘告発」が直接的に障害者運動組織の結成に帰結したということが、障解委の例から指摘できる。楠が「表面的な戦闘性だけに依拠し、差別の問題になど何の関心もしめさなかった左翼運動に、文字通り根底的な変革を要求した」（楠 [1982: 26]）と述べ、それを結成の契機に置くのは、絓 [2006] の議論を裏付けるものだろう。

この華青闘告発を受けた諸党派の一派であり、その批判の対象としての中心的党派であった革命的共産主義者同盟・中核派（以後、中核派と呼ぶ）は差別問題に関する運動へ本格的に参入しようとする。そのために障害者運動に関し、どのようなことが、いつ頃行われていたのかは定かでないが、障解委の結成はその現れの一つであることは楠の述懐から明らかである。

楠 [1982] において、その経緯が懐古的に記述されている。

こうした中であって先の華青闘の告発を受けて、早くから入管闘争として取り組みを開始し、狭山闘争にも積極的に取り組んでいた革共同中核派が、当時龍谷大学にいた私と仲間数名の「障害者」に関わりつつ、彼らの

医療戦線の医師や看護学生をも加えて、71年春に「障害者」解放運動の組織作りに着手し、その年の10月3日、私たちとともに関西「障害者」解放委員会の結成を勝ちとったのです。[...]

組織の性格としては、中核派の指導を受けてはいましたが、あくまで大衆組織であり、他党派やノンセクトの人たちの参加をも積極的に呼びかけるという独自性が確認され、慎重な組織運営が行われました。(楠 [1982: 27])

ここで楠が述べているのは、華青闘の告発を受けた中核派は入管闘争や狭山闘争への取り組みを始め、その流れの中で1971年春には組織作りに着手し、同年10月には結成まで進んだということである。結成は、華青闘告発が1970年7月7日の出来事であるから、約半年後のことであった。そして、楠 [1982] は次のように運動体としての性質を説明している。

もちろん当時大きな山場をむかえていた沖縄・入管・狭山・三里塚などの政治闘争にも積極的に取り組みましたが、中核派とは区別した闘いを進めるという方針が確認されていたのです。(楠 [1982: 27])

中核派と障解委はあくまでも別の組織として、指導は受けないということは1971年12月より前の時点では確認されていた。これは、華青闘告発が、とくに新左翼党派による「代弁」「代行主義」を否定したものであったことを踏まえてのことであろう。

このように、華青闘告発を直接的な契機として、障害者運動組織が新左翼党派＝中核派の関与のもとで立ち上がったということはまず明らかである。これは桂 [2006] や [2013] の述べる議論を補強するもののように見える。

3. 障解委における中核派および全障研への対抗意識

3-1. 障解委の分裂と中核派の楠一派批判

1972年9月、障解委は組織内部で分裂を起こす。中核派側と楠側へと分裂したのである。1971年10月の結成であるから、1年も経たない間の分裂であった。楠 [1982: 27-29] には「関西『障』解委での分裂はなぜ生じたのか」という項があり、そこに当時の様子が記述されている。そこには、まず1972年12月に起きた革命的共産主義者同盟・革マル派による中核派への「非道な虐殺」と、1972年5月の沖縄闘争における「敗北」によって、中核派が大衆運動に対する方針を大きく転換した⁷ことが述べられる(楠 [1982: 27-29])。その余波は障解委にも影響を与えることになった。

すなわち、七二年に入ると彼らは、S君支援闘争と荒木裁判闘争⁸については一応中心軸としながらも、沖縄・入管・狭山・三里塚などの政治闘争を闘うことを優先させ、「障害者」への日常的な働きかけよりも、これらの政治課題を重要視するようになってきたのです。(楠 [1982: 28])

あくまでも楠の視点から見ればという限定のもとではあるが、結成の時点では中核派本体と区別した闘いを行っていくことが確認されていたにもかかわらず、1972年時点では中核派が重要視する闘争に障解委を動員しようとし、「政治的な引き回し」にあっていたということになる。楠によると、中核派の障解委の活動への介入として次のようなことが行われていたとされる。

(荒木裁判闘争について) たとえば、荒木さんに白ヘルメットをかぶることを強要したり、荒木裁判闘争に関するビラの最初にいきなり「沖縄奪還・革マルセン滅」のスローガンを書き込むといった具合でした。(楠 [1982: 28])

こうした状況は1972年の中ごろまで続く。そして1972年9月、中核派の側から分裂宣言がなされた。分裂後に

中核派側と楠側がどのような関係にあったのかを確認できる資料として関西「障害者」解放委員会〔1980〕がある。この文書が掲載された『「障害者」解放通信』は、分裂前から刊行されていたが、分裂後もそれぞれが別々に同名で発行を続けており、そのために楠側の発行する同名の機関紙と、中核派側が発行する機関誌が同時に存在していた。この関西「障害者」解放委員会〔1980〕は中核派側の機関誌に掲載されたものである。

関西「障害者」解放委員会〔1980〕には、楠について次のような記述がある。

そもそも楠は、ひとたび革命党に結集しながら、その階級的前衛としての責任を放棄し革命運動と革命的人民を裏切っていた存在であり、これに対する批判は、全障連という大衆組織との「共闘関係」とはまったく別個の問題である。（関西「障害者」解放委員会〔1980：8〕）

中核側は楠を「革命運動と革命的人民を裏切っていた存在」として位置づけ、非難、糾弾している。すくなくとも1972年に分裂しているから、この記述は8年後のものであるのだが、およそ8年後においてもなお糾弾の対象になっていたことが分かる。楠に対する批判として次のような記述が同資料にある。

楠（一派）は、すでに七二年段階においてわが関西「障害者」解放委員会や中核派に対し「『カクマルせん滅』を強要し、革マルとの殺し合いに我々をまきこもうというのか」「諸君達は『障害者』の大分裂を促進する役割を担おうというのか。ふざけるのもいいかげんにしたまえ」（楠派「コロニー解体」二号）などと主張したし、いまも主張している。「ふざけている」どころか、われわれはこの問題こそ「障害者」解放闘争にとってもっとも重要な第一義的課題だと考えている（関西「障害者」解放委員会〔1980：8〕）

なお、こうした記述から分裂時点で行動を共にするような関係性ではなくなっており、1972年に分裂した中核派側の障解委は、のちの全障連の結成には直接的に関与していないものと推測される。

3-2. 「全障研に対する対抗軸」という意図

全障連の第一回準備会が大阪の日ノ出解放会館で開かれたのは1975年の12月14日であった。ここではまず、それ以前の『「障害者」解放通信』の内容から、結成に向けての動きを検討する。

『「障害者」解放通信』の17号（1974年6月5日刊行）に「全障研にかわる「障害者」解放をめざす強固な組織を建設するための覚え書」（八木〔1974a〕）という題の文章が掲載されている。執筆者は八木一吾（機関紙中には、やぎかずおとルビが振られている）である。この八木は『「障害者」解放通信』に対して、継続的に寄稿を行っていたのだが、どのような人物であったかは定かでない。

八木〔1974a〕には次のように書かれている。

最近我々は「全障研の基本的な立場は？」という質問をよく与えられる。「さあ私にはよく判りませんが、我々是我々の経験から全障研活動では勝利しえないことをいやというほど知っているのです」と答えるのでは、ダメなのである。[...]「我々と全障研との関係は、単に我々に対して反トロ（反トロツキストのこと＝筆者注）キャンペーンをしてくれるだけでなく、数か月先には大衆闘争の只中で徹底した論争として、そしてどちらがどちらを解体するのか、という段階に突入するであろう [...]」ということを確認していた。（八木〔1974a：6-7〕）

そもそも全障研とは、全国障害者問題研究会のことを指している。立岩〔2011〕によれば、共産党系の組織あるいは人の流れに属する組織であり、のちの養護学校義務化においてはそれを支持し、全障連と対立することになる。八木〔1974a〕の文章はこうした形で全障研を敵視し「どちらがどちらを解体するのか」（八木〔1974a：7〕）というようなアジェンダとしての要素が強い文章である。タイトルに「強固な組織を建設しよう」とあるように、全障研とは別の、しかし障解委とも別の組織の建設を唱えている。八木は続く28号まで同様の論旨の文章を連続して掲載しており、八木が全障研へ対抗しうる組織を打ち立てることを構想し、そのために動いていたことが分かる。

「覚え書」(八木 [1974a])とは別の文章を八木は掲載している。岡山県で行われた第8回全障研全国大会(8月2～4日)へ障解委として参加した際の記録である⁹。八木 [1974b]の冒頭では次のように述べている。

第8回全障研全国大会は [...] 8月2～4日に岡山において、ますます形骸化の道を辿りつつ、且押えがたい内部矛盾の表面化の中で行われた。全障研を乗り越える闘いを組織する任務に立つ我々は [...] 代行主義を必然的に拒否する「障害者」自らの差別に対する怒りを大胆に我が潮流のもとに組織しなければならない。(八木 [1974b: 2])

さらに次のようにも述べている。

我々は5回大会(京都)に参加した諸君に対して、全障研運動が資本主義と運命をともしするその場限りの要求斗争＝改良主義であること。[...] そして、日本共産党のセクト的利用主義であることをピラをもって明らかにした。[...] 8回大会はこの関係をますます明らかにするものであった。全障研改良主義をのりこえる。《第2回、「障害者」解放全国討論集会》の開催を組織しよう！(八木 [1974b: 2])

このようにやはり八木 [1974b]は全障研への対抗路線を強くかかげている。全障研に対し「発達保障の理論に対して我々は完全に逆の立場に立つ」(八木 [1974c: 7])ともしている。また、ここでは全国討論集会の開催を呼び掛けており、のちにそれは実現している。

ただし、八木は「全国討論集会」そのものを開くことが目的だったわけではないことは、これらより明らかであろう。八木 [1974d: 2]には「可能性を一切失った全障研に変わる解放闘争を全国的に構築しよう。全国討論集会を用意しよう！」と述べており、全国討論集会を皮切りとして、全障研と対抗するための組織を作ろうとしていたのである。

この点について傍証として、楠自身が(全障研について)「[...] 第一の特徴は、運動の中心が教師や学者、親などによって担われており、『みんなの願い』という名のものと、差別に対する『障害者』自身の怒りや立場が曖昧にされて」いるものであり、そうした矛盾を「止揚」するための組織として全障連が組織された(楠 [1982: 80-82])としている。八木や楠以外では、吉岡 [1976]が全障研を共産党の組織的介入と捉えつつ、同様の趣旨を述べている。楠は2000年に次のように述べている。

当時、われわれより10年前に結成されていた全国障害者問題研究会(全障研)という組織がありましたが、われわれとは主張が違いました。その意見の相違は [...] 全障研の運動の中心は、障害者自身ではなく学校の先生・施設の職員・親などいわば健常者が担っていて健常者の発想で発言が行われているところですね。[...] つまり、障害者を主体を持った人間と見れないわけです。だから、かわいそうな障害者を無理矢理日照りの中に放置してピラ卷(原文ママ＝筆者)しているとか、そういう発想になる。このあたりが決定的に違うため全障研の活動には参加できないと批判し、全障連の結成にこぎつけたわけです。(楠 [i2000])

楠はここでも明確に「代行主義」の否定という観点から、全障研への忌避意識があったことを述べており、八木の一連の主張とも合致している。

3-3. 第二回全国集会と全障連結成

立岩 [1990: 187]は1974年の大阪の第8養護学校建設に反対し、「関西青い芝の会連合会と障解委が共闘したのを契機に、この二団体と八木下浩一¹⁰が全国的な組織の必要性を訴えるよびかけ文を配布する」としている。

この第8養護学校設置反対闘争への「招請状」が1974年12月5日に発行された『「障害者」解放通信』の23号に掲載されている。その「招請文」(日本脳性まひ者協会関西青い芝連合会・関西障害者解放委員会・枚方障害者問題行動委員会・保障しようの会親有志・大阪「障害者」教育研究会 [1974])によると、関西青い芝の会連合会と障

解委が中心となり共同で「阻止集会」を開いた。実施日は2012年12月15日である。立岩〔1990〕はこの集会が契機となって「よびかけ文」が配布されたとしているが、その経緯の連続性については『「障害者」解放通信』の側からは定かでない。

その第8養護学校設置反対集会の前週に、障解委は第二回「障害者」解放全国討論集会を開いている。これは前述の八木による呼びかけでも述べられていたものである。関西障害者解放委員会〔1975〕によると、350名ほどが参加したようだ。

立岩〔1990〕は第8養護学校義務化反対集会を起点に置いているのだが、より重要なのはこの第二回「障害者」解放全国討論集会であると考えられる。「楠さんの秘書的役割を果たして」いた（聞き手の岸田による発言）という永村実子¹¹は、この集会に関し、次のように述べている（永村〔i2021〕）。

永村：でもね、74年に実は全国交流集会っていうものをやったんですよ。それは、青い芝とはもうちょっと前から話し合い始めてるのかな。[...]

立岩：それが74？

永村：74年の、全障連の前の全国集会。[...] 関西障害者解放委員会って、わりとそこの解放通信にも入ってるけど、テーマがね「日共全障研を超える、障害者運動の全国潮流を」っていうテーマでずっと議論して。それで「全国組織を作らなあかん」って言うんで。ほんで全障連っていうのはあとで出てくるんだけどね。（永村〔i2021〕）

永村〔i2021〕は「全国交流集会」としているが、文脈や詳細な情報の合致から、これは『「障害者」解放通信』で述べられているところの「全国討論集会」のことであると考えられる。

1975年12月に発行された29号には、『「障害者」解放運動全国連絡会議 準備会への呼びかけ』（日本脳性マヒ者協会青い芝の会関西連合会・関西「障害者」解放委員会・八木下浩一〔1975〕）という文章が載っている（これは関西青い芝・障解委・八木下浩一の3名の連名で掲載された3頁の短い資料である）。

これらの運動や、様々な組織の間で、意見のちがいの方が強調されたり、感情的な対立が生じた事もありました。また、特定党派の悪しき組織化をきらうあまり、統一する事の重要性がわすれられ、自分達の団体の立場だけを主張したりする傾向があったことも否定できません。もちろん、意見のちがいをあいまいにするべきではありませんし、全障研のように数や形式だけの組織をめざすべきではないと思いますが、いずれにしても「障害者」に対する差別攻撃や、まちがった全障研運動と対決し、真の「障害者」の自立と解放を実現するためには、全国的な視野をもった運動体の連絡組織がどうしても必要であると考えます。（日本脳性マヒ者協会青い芝の会関西連合会・関西「障害者」解放委員会・八木下浩一〔1975：30-31〕）

こうした準備会を経て、1976年8月に正式に全障連は発足する。初代の事務局長には障解委から楠敏雄が、全国代表幹事には横塚が就いている。

4. 結論

ここまで華青闘告発を重要な契機として出発した障解委が、①楠派と中核派側の対立による分裂を経て強まった新左翼諸党派（とくに中核派）への忌避感および、②もともと運動の中に基底的に存在していたと考えられる共産党系組織「全障研」への対抗という問題意識によって、全障連の結成へと結びついたことを示した。すくなくとも分裂以後の障解委が、新左翼党派および共産党系とされる「全障研」による、「党派」的な運動への対抗的姿勢を一貫していることは明らかである。

そもそも、華青闘告発が当時の運動へもたらしたとされるのは、「代行主義」の否定、直接的には今日における当事者主義というテーゼに他ならない。それゆえに、中核派は楠の当事者の立場を重要視し、それが障解委結成へと

つながっている。

また障解委側の「新左翼」党派への忌避の基底であり契機であった楠派と中核派の「分裂」からは、党派の持つ組織的運動という方向性、あるいはそれが潜在的に孕む「革命」により上部構造をすべてよきものに置き換えるという論理そのものが、マイノリティ運動の「当事者性」と相反する部分を持っているものであることが示唆される。

これらの点から、すくなくともこの障解委の事例においては、「7・7 華青闘告発」は直接的に障害者運動というマイノリティの運動の具体的な生起、組織化へと結びついたという点で桂 [2003] の主張を補強するものである。

では、その影響の大きさをどのように考えるべきだろうか。前述したように「党派の悪しき組織化」（日本脳性マヒ者協会青い芝の会関西連合会・関西「障害者」解放委員会・八木下浩一 [1975: 30]）として、「党派」運動の持つ代行性への自省が全障連の準備会においても入念に述べられている点は特筆に値する。

「組織」は常にその内部に様々な矛盾を抱える。例えば全障連のように様々な障害や地域、年代の障害者団体・健全者集団が集まる場合には、その内部で「統一」的意見を持とうとするならば、常に「代行」を排しえない。そのことが準備会の段階で自省的な文脈で述べられていることは、当事者主義の生起を見るうえでも重要である。

準備会の資料中では、そうした組織の統一的意見が必然的に孕む「代行主義」への自省が確認されたうえで、しかし「全障研」という「組織」に対抗する軸を持たなくてはならないと主張される。ややアンビバレントな意識である。しかし、八木下をはじめとする青い芝の会も障解委側も全国組織の設置に賛同し、全障連へとつながることになる。ゆえに全障連は、大きな組織ではありそして障害者運動における強い影響力を持ったが、会員名簿の非存在に象徴されるように草の根的運動の形態を好んだ。この点を見れば、すくなくとも障解委を経由した「華青闘告発」の影響は、障害者の「非統一的」全国組織としての全障連運動へと帰結したという点において、決して小さなものではない。これはおおむね桂 [2003] を補強するものだが、同時にその影響が中核派との「分裂」を介して持ち込まれていることに意識を向ける必要もある。

ところで、山下 [2008] が検討した健全者運動にみられるように、1970 年代当時の、すくなくとも原一男監督作品『さようなら CP』上映運動を基点として広がる関西の青い芝運動を中心とするような障害者運動は、学生運動を経験しながらもそれを忌避するノンセクトの活動家を少なからず動員していた。

その意味でも、障解委のような、第一に「党派」の否定、第二に党派的・組織的な運動形態がもたらす「代行主義」への否定は、当時の障害者運動全般に基底的な倫理としてもとより一定存在し、受け入れられる素地を持ったものと推測される。そうした土台が例えば青い芝運動における「健全者手足論——健全者は "運動" における手足である」といった主張へとつながっていき、それが 1980 年代以降の CIL 運動の受容のもとで規範的な介助論としての「手足論」のような形で、今日的影响を持って行った（山下 [2008]、石島 [2018]）ようにも思われる。その意味で「華青闘告発」の影響は、今日の介助論や障害者支援の「規範」にも、間接的ではあるが一定の影響を果たしている可能性がある。今後、「手足論」を一例として、障害者運動内部の言説に対し新左翼運動や「学生運動」における論理がどのように影響を与えていたのかを検討する余地は大きいだろう。

ただし、本稿で検討した障解委の事例はノンセクト・ラジカルの広範な、全共闘運動から見れば「停滞期」における人的な動きとは別様の流れであり、新左翼党派と障害者運動が明確に接点を持ち、そしてそこから離れていったという意味において 1970 年代の障害者運動総体からすればイレギュラーな動きであったとも考えられるだろう。あくまでも本稿は、障解委の一事例の検討を目的としたに過ぎず、障害者運動総体が華青闘告発やニューレフト運動の影響を直接的に受けていたことを主張するものでない。

注

- 1 本稿では、安藤 [2013] の日本の「ニューレフト」を「新左翼」と区別する観方を参照し、「新左翼」は新左翼党派の運動を指し、「ニューレフト」は新左翼運動および党派の運動に限らないノンセクト・ラジカル活動家を含めたものと定義し用いる。ただし、引用部の表記は原文のまま用いるため、この定義に当てはまらない場合がある。
- 2 外山恒一は「私の理解では、60 年代後半の高揚期から 70 年代前半の停滞期へと、全共闘運動が移行するターニング・ポイントは、70 年 7 月 7 日の「華青闘告発」である（念のために云っておくが、スガ秀実がこの事件について盛んに論じ始める以前から私はそう理解し

ていた。さらに云えば、スガはそれを全共闘運動が決定的に変質するターニング・ポイントであるとは云うが、別に「停滞期への」それであると云っているわけではないのだから、ニュアンスは少し違う)」（外山 [2009]）と述べ桂の議論に対しやや距離を置く。

- 3 初期の青い芝運動の「場」であった茨城県にあった障害者のコロニーのこと。
- 4 収蔵は、16 号から 36 号まで。16 号まではガリ版刷りであったようだが、17 号以降は活字になっている。17 号以降、すべての漢字に読み仮名が振られている。販価——無論、「手売り」ではあっただろうが、流通していたものではあったようだ——は号によって変わるが 100 円か 150 円で、表紙には「関西障害者解放委員会機関紙」とある。
- 5 楠が 1967 年に大学に入学していることから、卒業間近とは 1970 年頃ということになり、華青闘告発とこの出来事のどちらが先であったかは不明である。時系列的関係からおそらくは障解委結成よりも前に、この T さんに出会っている可能性が高い。
- 6 島崎藤村『破戒』（1905）は、被差別部落に生まれた瀬川丑松を主人公とする小説である。
- 7 立花隆が『中核 vs 革マル』で描いたような、新左翼運動におけるいわゆる「内ゲバ」が本格化する過程の出来事である。
- 8 荒木裁判闘争は脳性まひ者である荒木義昭が障害者差別への抗議として無免許運転を行い裁判にかけられた事件とそれを巡る闘争のこと。S 君支援闘争は、大阪学芸大の障害者入学差別問題（楠 [1982: 27]）を指す。
- 9 20 号に「日共＝全障研（障連協）改良主義の道か多数派をめざす我が「障害者」解放斗争の路線か（上）」（八木 [1974b]）、21 号に同じく「中」（八木 [1974c]）を、22 号におなじく「完」を掲載している（八木 [1974d]）という文章を載せている。ただし、八木 [1974d] のみサブタイトルがあり「第 2 回「障害者」解放全国討論集会のために」と題されている。第 8 回全障研大会へ障解委が参加した際の記録であり、全障研に対する強烈な批判を述べている。大会中に全障研から資料の配布を拒まれたこと（八木 [1974b: 20]）などが記録されており、全障研からも障解委のスタンスは認識されていたようである。
- 10 八木下は青い芝の会で活動した脳性まひ者で、全障連の結成人の一人。とくに地域の小学校への就学闘争を行っていたことで知られ、養護学校義務化への主たる反対者の一人である。
- 11 永村に対するインタビューは立命館大学生存学研究所のサイトである arsvi.com に複数掲載されており、永村から見た楠の像が語られている。

文献表

- 安藤 丈将 2013『ニューレフト運動と市民社会：「六〇年代」の思想のゆくえ』、世界思想社
- 石島 健太郎 2018「介助者を手足とみなすとはいかなることか：70 年代青い芝の会における「手足」の意味の変転」、『障害学会』13：169-194
- 岸田 典子 2017「関西における障害者解放運動をけん引したある盲人の青年期——楠敏雄を運動へ導いた盲学校の経験」、『Core Ethics』13：37-48
- 楠 敏雄 1982「『障害者』解放とは何か——『障害者』として生きることと解放運動」、柘植書房——i2000「楠敏雄氏インタビュー」、<http://www.arsvi.com/2000/20000315kt.htm>
- 小林 敏昭 i2020「小林敏昭さんに健全者手足論について聞く」、<http://www.arsvi.com/2020/20201022kt.htm>
- 関西「障害者」解放委員会 1980「八〇年三里塚決戦の大爆発かちとり赤堀闘争の歴史的勝利へ ●革命的「障害者」解放闘争の進むべき道」、『『障害者』解放』64：1-14
- 中村 雅也 2020『障害教師論——インクルーシブ教育と教師支援の新たな射程』、学文社
- 日本脳性まひ者協会関西青い芝連合会・関西障害者解放委員会・枚方障害者問題行動委員会・保障しようの会親有志・大阪「障害者」教育研究会 1974「第 8 養護学校設置阻止集会への招請状——とき . 12 月 15 日 PM1 時 ところ 枚方市民館」、関西「障害者」解放委員会『『障害者』解放通信』21：6-7
- 日本脳性まひ者協会青い芝の会関西連合会・関西「障害者」解放委員会・八木下浩一 1975「『障害者』解放運動全国連絡会議 準備会への呼びかけ」、関西「障害者」解放委員会『『障害者』解放通信』29：29-32
- 永村 実子 i2021「インタビュー・1」、聞き手：立岩真也・尾上浩二・岸田典子 於：東大阪・ゆめ・風基金事務所、実施日 = 2020/11/27, URL：<http://www.arsvi.com/2020/20201127nj1.htm>
- 小熊 英二 2009『1968〈下〉叛乱の終焉とその遺産』、新曜社
- 盧 恩明 2010「べ平連の反「入管体制」運動——その論理と運動の展開」九州大学政治研究会『政治研究』第 57 号、59-93
- 桂 秀美 2003『革命的な、あまりに革命的な——「1968 年の革命」試論』、作品社——2006『1968 年』、筑摩書房
- 田中 耕一郎 2005『障害者運動と価値形成：日英の比較から』、現代書館
- 立岩 真也 1990「はやく・ゆっくり——自立生活運動の生成と展開」、安積 純子・尾中 文哉・岡原 正幸・立岩 真也『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』：166-226

——2011「もらったものについて・6」,『そよ風のように街に出よう』79:33-44

外山 恒一 2009 「私と全共闘」, URL: <http://www.warewaredan.com/zenkyoto.html>

八木 一吾 1974a「全障研にかわる「障害者」解放をめざす強固な組織を建設するための覚え書」, 関西「障害者」解放委員会『「障害者」解放通信』17:6-8

——1974b「日共＝全障研（障連協）改良主義の道か多数派をめざす我が「障害者」解放斗争の路線か（上）」, 関西「障害者」解放委員会『「障害者」解放通信』20:1-3

——1974c「日共＝全障研（障連協）改良主義の道か多数派をめざす我が「障害者」解放斗争の路線か（中）」, 関西「障害者」解放委員会『「障害者」解放通信』21:6-7

——1974d「日共＝全障研（障連協）改良主義の道か多数派をめざす我が「障害者」解放斗争の路線か（完）——第2回「障害者」解放全国討論集会のために」, 関西「障害者」解放委員会『「障害者」解放通信』22:1-2

山下 幸子 2008『「健常」であることを見つめる：一九七〇年代障害当事者／健全者運動から」, 生活書院

山本 崇記 2008「差別論の現代史——社会運動との関係性から考える」, 『Core Ethics』4:359-370

——2020「運動的想像力のために——1968 言説批判と〈総括〉のゆくえ」, 大野光明・小杉亮子・松井隆志編『「1968」を編みなおす（社会運動史研究2）』, 新曜社

吉岡 健一 1976「全障研を乗り越える全国組織の結成を！「障害者」運動の歴史と現段階（上）」, 関西「障害者」解放委員会『「障害者」解放通信』30:1-6

A Point of Contact between the Disabled Persons' Movement and the New Left Movement: Questioning the Historical View of the "KASEITOU Incident Fight"

YAMAGUCHI Kazunori

Abstract:

It has been suggested that the "KASEITOU Incident Fight" of July 7, 1970, served as a pivotal turning point for the rise of minority-led movements in Japan, including the disability rights movement. However, comprehensive historical analyses focusing on specific movements initiated by minorities themselves remain insufficient. This paper examines the trajectory from the establishment of the Kansai "Disabled" Liberation Committee to the formation of Zenshoren (the All Japan Federation of Organizations of Disabled People), drawing upon official publications. The "KASEITOU Incident Fight" appears to have influenced both the founding of the Kansai Disabled Liberation Committee and the direction of its activism, indirectly exerting significant impact on the formation of Zenshoren. Notably, the Kansai Disabled Liberation Committee harbored strong opposition toward both the "New Left factions" and "Zenshoken," stemming from its aversion to factionalism. At the very least, the presence of the "KASEITOU Incident Fight" as a backdrop cannot be denied. This suggests that the "KASEITOU Incident Fight" indirectly had a substantial influence on the disability movement, although this is merely a consideration based on a single case.

Keywords: New Left Movement, KASEITOU Incident Fight, 1968, Agency, Identity Politics

障害者運動と新左翼運動の一接点 ——華青闘告発がもたらした影響の再検討——

山 口 和 紀

要旨：

1970年7月7日の「華青闘告発」が障害者運動を含む、少数者本人による運動の日本における前面化の契機となったとする観方がある。これに対し具体的な少数者本人による運動を対象とする歴史的検討は行われてこなかった。本論文は、関西「障害者」解放委員会（障解委）の設立から全障連結成に至るまでの経緯を機関紙から検討した。「華青闘告発」は、障解委の設立にも運動の経緯にも影響を与え、間接的ではあるが全障連結成へも大きな影響を与えていたと考えることができる。とくに障解委は、党派的運動への忌避という点を基点に「新左翼党派」にも「全障研」にも強い対抗意識を持っていたことが指摘できる。少なくとも、それらの背景に「華青闘告発」があることは否定できない。このことは「華青闘告発」が障害者運動に間接的ではあるが大きな影響を及ぼしたことを示唆するが、あくまでも一事例の検討に留まるものでもある。

